女性のための起業入門講座（全３回）

「好き」を仕事にするヒント

起業を検討している、または起業に向けて動き始めている方向けの講座です。

全３回の講座を通じて、経営資源「人・物・お金」や、事業計画の立て方など、起業に向けて必要な基礎知識を学びます。

時 ６月11日～25日の日曜（全３回）午後２時～４時半 場 男女共同参画推進センター第１・２研修室（扇橋３－22－２パルシティ江東３階）

人 ３年以内に起業を検討中の女性32人（全３回参加できる方を優先し、抽選）費 無料

師 渡邉奈月（中小企業診断士、マーケティング・プランナー）

保 幼児（１歳６か月～就学前）10人程度（無料・申込時要予約）

締 ５月14日（日）

申 区ホームページ、または男女共同参画推進センターに電話・窓口で ☎（５６８３）０３４１ FAX（５６８３）０３４０

国民年金の届け出を忘れずに

会社を退職、配偶者の扶養から外れたときなど

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当する方は、区民課年金係（区役所隣防災センター２階20番）、豊洲特別出張所、各出張所または江東年金事務所に加入の届け出（江東年金事務所・区民課年金係への郵送可）が必要です。

①会社を退職したとき（厚生年金等の資格を喪失したとき）

②厚生年金等の加入者に扶養されていた配偶者が扶養から外れたとき

③外国から転入したとき

④外国へ転出したとき（任意加入）※区民課年金係または江東年金事務所のみ受付

⑤年金に一度も加入したことがない20歳以上の方が国民年金に加入するとき

※①②の届け出は、退職日または扶養削除日を確認できる書類、⑤以外の届け出は、基礎年金番号が記載された書類が必要です。その他の必要添付書類や郵送での手続き等については、区ホームページで確認いただくかお問い合わせください。

また、厚生年金等に加入するときや厚生年金等に加入する配偶者の扶養になるときは勤務先等への届け出が必要です。

届け出を忘れると、将来年金を受給できない場合がありますのでご注意ください。

［厚生年金や配偶者の扶養になるときの問合先］

江東年金事務所（亀戸５－16－９）☎（３６８３）１２３１ FAX（３６８１）６５４９

問 区民課年金係 ☎（３６４７）１１３１ FAX（３６４７）９４１５

自転車安全利用 TOKYOキャンペーン

ルール・マナーを守って安全に

5/1（月）～31（水）

５月は自転車月間です。東京都や区市町村、警視庁等の関係団体が連携して、自転車安全利用TOKYOキャンペーンを実施します。

令和４年区内交通事故状況

令和４年の区内交通事故件数は１，２５０件（前年比２５２件増）、死者数は２人（前年比６人減）、重傷者数は66人（前年比11人増）、軽傷者数は１，２８２人（前年比２２９人増）でした。都内では交通事故による死者数は減少したものの、交通事故件数および重症者数が増加しており、深刻な状況は変わりません。

自転車の交通事故発生状況

令和４年に区内で起きた交通事故のうち、約５割が自転車乗用中の方が関わっており、さらにそのうちの約７割の方に何らかの交通違反がありました。

自転車安全利用五則を守ろう

令和４年11月１日に自転車安全利用五則が改定されました。

○車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

○交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

○夜間はライトを点灯

○飲酒運転は禁止

○ヘルメットを着用

［例外　自転車で歩道を通行可能な場合］

○自転車が歩道を通行することができる標識（下図）があるとき

○運転者が13歳未満や70歳以上の人、身体が不自由な人

○自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないとき

自転車で歩道を通行するときは必ず歩行者優先

自転車で歩道を通行するときは、すぐに止まることのできる速度で通行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しましょう。歩行者に危険がおよぶ可能性がある場合は無理して通行せず、自転車を降りて押して歩く等、必ず歩行者を優先してください。

ヘルメット着用が努力義務化

道路交通法の改正に伴い、４月１日より、自転車乗車時のヘルメット着用努力義務が「13歳未満」から「全年齢」に拡大されました。

交通事故による被害を軽減するために、大人もヘルメットの着用に努めましょう。

区ではヘルメット購入費用に対して最大２，０００円を助成しています（実施店舗は左表参照）。

自転車の点検・整備

自転車を安全に利用するために、点検や整備を行い、故障や不具合の無い状態にすることが大切です。点検整備が不十分な自転車は、交通事故の原因となる可能性があり、周りの人にも危険を及ぼす恐れがあります。

区ではTSマーク（自転車向け保険）取得にかかる自転車の点検整備費用に対して最大２，０００円を助成しています（実施店舗は左表参照）。

ヘルメット購入費・自転車点検整備費助成実施店舗

店名	所在地	電話	ヘルメット	点検整備
(株)シラカワサービス	森下1-11-7	3631-7580	○	○
(有)葵ホンダ	永代2-31-9	3630-1882	○	○
自転車や　りんりん門前仲町店	冬木15-9	5639-9211	○	○
自転車や　りんりん亀戸店	亀戸6-55-17	5836-1901	○	○
さいくるはうすコトブキ	亀戸7-38-15	3681-4843	○	○
(株)和光輪業商会	大島5-6-12	3681-9221	○	○
ミナミサイクル商会	大島5-34-6	3681-3038	○	○
サイクルショップりんりん大島	大島6-1-2-108	3638-6565	○	○
(有)サイクルショップせきぐち	北砂4-22-8	3645-3503	○	○
玉田輪店	東砂4-22-9	3644-7737	○	
中野サイクル商会	毛利1-7-1	3631-2506	○	
サイクルショップよしだ吉田ルーム	木場2-5-3	3641-3091	○	
サイクルセンターニシヤマ	大島4-1-7-107	3638-1974	○	
佐藤自転車店	大島8-42-10	3682-2729	○	
松田自転車店	扇橋3-15-10	－		○

危険！抱っこで自転車

こどもを抱っこしながら自転車を運転することは認められていません。抱っこひもでこどもを前に抱えたまま転倒し、こどもが頭などを強く打ち亡くなるという痛ましい事故が発生しています。

※16歳以上の運転者は小学校就学の始期に達するまでの方１人をおんぶひも等で背負って運転することができます。

自転車損害賠償保険等への加入は義務

東京都では、自転車利用中の事故で、他人にけがをさせてしまった場合などの損害を賠償できる自転車損害賠償保険等への加入が義務となっています。自転車を利用する方は、対人賠償事故に備える保険等に加入しましょう。

スピードの出しすぎは危険

スピードの出しすぎは、歩行者等と接触した際に、大きな事故につながる恐れがあります。特に下り坂や電動アシスト付自転車の漕ぎ始めは、スピードが出やすいので注意が必要です。周囲の状況を確認し、安全な速度で利用することが大切です。

自転車を利用する人は、交通ルール・マナーを守って安全に利用しましょう。

問 地域交通課交通係 ☎（３６４７）４７８４ FAX（３６４７）９２８７

春の全国交通安全運動

5月11日（木）～20日（土）

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」をスローガンに春の全国交通安全運動が実施されます。

運動の重点として、次の５つを定めています。

○こどもを始めとする歩行者の安全の確保

○横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

○自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

○二輪車の交通事故防止

また、運動期間中の５月20日（土）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故を防ぎましょう。

問 地域交通課交通係 ☎（３６４７）４７８４ FAX（３６４７）９２８７

深川警察署交通総務係 ☎（３６４１）０１１０ FAX（３６４１）６２５０

城東警察署交通総務係 ☎（３６９９）０１１０ FAX（３６１５）３５７０

東京湾岸警察署交通総務係 ☎（３５７０）０１１０ FAX（３５２９）２４０２

LGBT等電話相談　☎3647-1171

性自認および性的指向に関する悩みや不安などご相談ください。
LGBT等当事者だけでなく、家族や職場、支援者の方も予約不要でご相談できます。
相談日：毎月第3木曜17:00～20:00